

## 八王子市地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関する要綱

### (趣旨)

第1条 本市における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく八王子市地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を委嘱するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (委嘱)

第2条 推進員は、法第37条第1項に規定するもののほか、次の要件を満たす者のうちから環境部環境政策課において選考し、市長が委嘱するものとする。

- (1) 年齢満18歳以上（委嘱年度の4月1日現在）であること。
- (2) 市内において第5条に規定する活動を行うことができること。
- (3) 第8条に規定する推進員名簿の公表に同意すること。

2 推進員の委嘱を希望する者は、別に定める八王子市地球温暖化防止活動推進員募集要領（以下「募集要領」という。）に示す八王子市地球温暖化防止活動推進員応募申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、推進員を委嘱したときは、当該推進員に委嘱状（別添様式1）及び八王子市地球温暖化防止活動推進員証（別添様式2。以下「推進員証」という。）を交付するものとする。

4 推進員は、第5条に規定する活動を行うときは、推進員証を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

### (委嘱期間)

第3条 委嘱期間は、委嘱した日から委嘱した日時点において指定している八王子市地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）の指定期間末日までとする。

### (委嘱の解嘱)

第4条 市長は、推進員が次のいずれかに該当するときは、その委嘱を解くことができる。

- (1) 推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。
- (2) 本人から推進員を辞退する旨の申し出があったとき。
- (3) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- (4) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき（第10条の活動報告を行わない場合を含む。）。
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 推進員は、前項の規定によりその委嘱が解かれたときは、直ちに推進員証を市長に返却しなければならない。

(推進員の活動内容)

第5条 推進員は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 自らの日常生活において地球温暖化防止のための取組を実践するとともに、その取組により、地球温暖化防止の実践を促すための普及啓発等を行うこと。
- (2) センター、国、東京都又は市（以下「センター等」という。）が実施する研修会、講演会等に積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努めること。
- (3) 推進員としての活動を通じて得た地球温暖化防止に関する情報、事例、意見等を、市及びセンターに提供すること。
- (4) センター等と連携協力し、地球温暖化対策に関する活動を行うこと。

(推進員の身分)

第6条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものであって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める特別職の身分を有する者に該当しないものとする。

(推進員の責務)

第7条 推進員は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 活動にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 推進員は、活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後も同様とする。
- (3) 個人情報や団体情報の授受、保管及び管理については、厳重な注意を持って当たり事故を防止し、特に、個人情報に関しては、漏えい、改ざん、き損及び滅失の防止、その他個人情報の適正な管理に努めること。  
また、情報セキュリティ対策が確保されているかを定期的に確認すること。

(推進員名簿の公表)

第8条 市長は、地域住民等との連携を図るため、推進員の氏名、主な活動分野その他必要な事項を記載した推進員名簿を広く一般に公表するものとする。

2 市長は、地球温暖化対策の推進を目的に、申込書の記載内容（推進員の氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、Eメール及び通勤・通学先等）をセンターに提供できるものとする。

(変更の届出)

第9条 推進員は、前条第1項の推進員名簿の記載内容に変更が生じたときは、推進員名簿記載事項変更届出書(別添様式3)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(活動状況の報告)

第10条 推進員は、当該年度の活動状況について、活動状況報告書(別添様式4)により、翌年度の4月末日までにセンターに報告しなければならない。

2 センターは、前項の活動状況報告書を取りまとめ、市長に報告しなければならない。

(庶務等)

第11条 推進員に関する庶務は、センターにおいて処理し、また、推進員の委嘱に関しては、環境部環境政策課において処理する。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

(様式1) (第2条関係)

委 嘱 状

様

あなたを八王子市地球温暖化防止活動推進員に委嘱します。

任 期 自 年 月 日

至 年 月 日


年 月 日

八王子市長



(様式2) (第2条関係)

【表面】

<b>八王子市地球温暖化防止活動推進員証</b>	
氏名	NO.
上記の者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条第1項に基づく八王子市地球温暖化防止活動推進員であることを証明します。 (委嘱期間 年 月 日～ 年 月 日)	
年 月 日	
八王子市長	

【裏面】

八王子市地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化の現状、地球温暖化対策に関する知識の普及及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行います。
<b>【推進員証に係る注意】</b>
1 他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
2 記載事項を書き直すことはできない。
3 推進員の委嘱が解かれたときは、直ちに市長に返却しなければならない。

※ 用紙の大きさは、縦5.5 cm × 横8.5 cm とする。

(様式3) (第9条関係)

推進員名簿記載事項変更届出書

年 月 日

八王子市長

氏 名  
推進員  
住 所

推進員名簿の記載事項を変更したので、八王子市地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関する要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1 変更事項等 (住所、連絡先等)

2 変更年月日

3 その他参考となるべき事項

(様式4) (第10条関係)

## 活動状況報告書

年 月 日

八王子市長

氏名  
推進員  
住所

年度に実施した推進員活動について、八王子市地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関する要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

1 活動期間 年 月 日～ 年 月 日

2 活動内容

年月日	活動内容	場所	対象(人数)	備考

3 活動についての自由意見

### 【留意事項】

地球温暖化の現状、地球温暖化対策に関する知識の普及及び地球温暖化対策の推進を図るための活動実績を具体的に記入してください。また、本様式に記載しきれない場合は、各項目欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を作成してください。